

北広島市市民参加条例

解説書



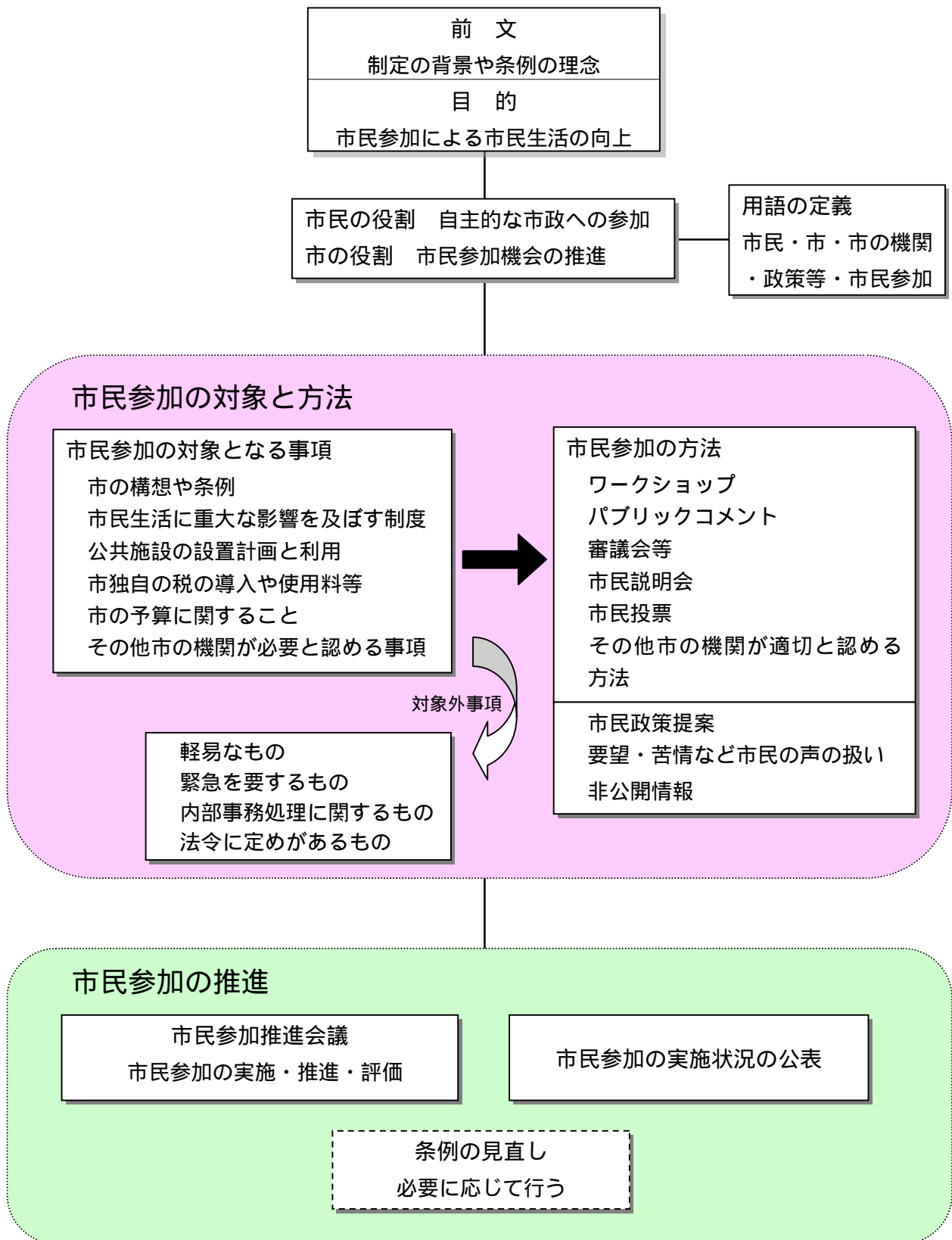
平成26年3月

北広島市

目次

【条例の構成】	1
【条例の内容】	
前文	2
第1条 目的	3
第2条 定義	3
第3条 市民の役割	5
第4条 市の役割	6
第5条 市民参加の対象等	7
第6条 市民参加の方法	14
第7条 ワークショップ	17
第8条 パブリックコメント	18
第9条 審議会等	21
第10条 市民説明会	24
第11条 市民投票	25
第12条 市民政策提案	27
第13条 市民の声	29
第14条 非公開情報	30
第15条 北広島市市民参加推進会議	31
第16条 市民参加手続の実施状況等の公表	33
第17条 条例の見直し	33
第18条 委任	34
附則	34
北広島市市民参加条例施行規則	36

【条例の構成】



穏やかな丘陵台地の広がる北広島市は、緑の豊かな自然と都市機能が調和したまちです。わたしたちは、明治の初めに入植した広島県人をはじめ多くの先人たちの労苦と知恵によって築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、共に助け合っこのまちを発展させてきました。今日、時代の変化とともに生活の移り変わりや価値観の多様化によって、新しい視点に立ったまちづくりを進める必要性が高まっています。

市民は地方自治の主役であり、市政への参加は市民の権利です。市民も市政の担い手であることを自覚するとともに、それぞれの経験や知識を積極的に市政に反映し、まちづくりに活かすことが大切です。そのためは、市民と市が情報を共有し、相互理解を深めながら協働して、自らの責任と役割を果たしていくことが求められます。

市民参加は、自分のまちのことは自分で決め、つくるという自治本来の姿を実現するものです。わたしたちは、将来にわたり市民参加への歩みを重ねることを確かめ、平和と安心のもとに市民みんなが誇りを持てるまちにするために、ここに「北広島市市民参加条例」を制定します。

解 説

この条例を制定するに当たって、市民参加条例で目指すまちの姿やその理念、意義を明らかにし、制定への意思を示すために、前文を設けました。

この条例は、市民はまちづくりの主役で、市政への参加は市民の権利としています。また、市民と市が情報を共有して互いに責任と役割を果たしていくことが大切で、みんなが誇りを持てるまちにするために市民参加条例を制定すると宣言しています。

前段は、まちのかたちと課題についてです。

北広島市の特徴を「恵まれた自然環境と快適な都市空間の調和」と捉えて表現しました。特に歴史的な記述については、広島県人が現在の東部地区に入植し開拓を始めたことを、本市の住民自治の原点とする考えを簡潔に表現したものです。

時代の変化による課題については、高度情報化の進展、経済構造の変化、地方分権と地方自治、環境、少子高齢化問題等などがあげられます。

中段は、市民参加の基本事項についてです。

市民参加を市民の権利としました。次に、市政を担う主役としての自覚、参加による市政への意見反映、市民と市の情報共有と協働、これらを市民参加の基本原則としています。

後段は、制定への意思表示についてです。

市民が互いに連携し協力して、自らのまちは自らが治めるという考えを自治本来の姿として捉え表現したものです。また、「平和と安心」の表現は、北広島市が平和都市宣言都市であり、広島市の心を受け継ぎ、世界の平和や友好を願い「平和の灯」を灯し続けていること、そして市民の平和についての願いを推し量ったものです。

(目的)

第1条 この条例は、市政における市民参加の対象、方法その他市民参加に関する基本的事項を定めることにより、市民と市が協力して市民生活の向上及び地域社会の発展を図ることを目的とします。

解説

この条は、この条例の目的を定めたものです。

地域社会の健全な発展を図るためには市民と市が情報の共有によって協力してまちづくりに当たることが不可欠です。相互に補完し、協力し合うことによって、それぞれの責任や自覚が強化され「地域づくり」はもとより「市民参加」への意識が高揚するものです。

この条例は、市政における市民参加の基本的な事項を定め、市民と市の機関、議会が協力し、行動することが大切であり、そのことにより市民生活の向上と地域社会の発展を図ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか市内において活動を行うもの

2 この条例において「市」とは、市の機関及び議会をいいます。

3 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。

4 この条例において「政策等」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関がその事務を処理するために実施する政策、施策及び事務事業をいいます。

5 この条例において「市民参加」とは、市の政策等の立案、実施及び評価の各段階において市民が意見を述べ、又は提案することをいいます。

解説

この条は、この条例の中で使われている基本的な用語について、その語句の意味を定めたものです。

第1項について

- ・「市民」の言葉の意味を定め、市民参加の主体を明らかにしています。
- ・第4号の「法人その他の団体」とは、自治会、特定非営利活動法人(NPO)、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、営利法人(会社)等です。
- ・第5号の「市内において活動を行うもの」とは、市内で活動するボランティア団体、各種サークル等に参加する市外の人などです。

- ・第1号から第5号までに規定するように、市の政策等に関して影響を受ける人たちを市民として広く捉えています。これは、市民参加条例が様々な個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを超えてじっくり話し合い、持てる力を出し合ってまちづくりを担っていくことを目指しているからです。なお、第6条に規定する市民参加の方法によっては、参加できるものの範囲を個別に定めています。

第2項について

- ・「市」の意味を定めたものです。

第3項について

- ・「市の機関」の意味を定めたものです。

第4項について

- ・「政策等」の意味を定めたものです。
- ・「政策、施策及び事務事業」とは、まちづくりを進めるために、市の機関が行う市の仕事を体系的に表す言葉です。「政策」は、市が目指すべきまちづくりの大局的な目的や方向性を示し、「施策」は、政策を実現するための方策を定めるもので、「事務事業」は、施策の目的を達成するための具体的な方法・手段をいいます。

第5項について

- ・「市民参加」とは、広くは市政にとどまらず、自治会や市民活動への参加などまちづくり全般に対する市民の参加を意味する場合がありますが、この条例では、市の機関が行う政策等の立案、実施、評価などの行政プロセスに市民が積極的・主体的に参加し、「意見を述べ、又は提案すること」をいいます。

(市民の役割)

第3条 市民は、市民全体の公共の利益に配慮し、自主的に市民参加を行うよう努めるものとします。

2 市民は、自らの行動と意見に責任を持ち、市民相互の自由な意見を尊重して市民参加を行うよう努めるものとします。

解 説

この条は、市民が市民参加を行うに当たっての基本的な役割（市民の心構え）を定めたものです。

第1項について

- ・市民は、特定の個人又は団体の利益という視点ではなく、市民全体の公共の利益となる観点で市民参加を行うことを定めたものです。
- ・まちづくりの主役が一人ひとりの市民であるとの考えから、自主的に市民参加することを定めたものです。なお、参加は権利であって義務ではありません。参加するか、しないかは市民個々の選択であり、参加しないことを理由に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

第2項について

- ・市民は、意見を述べ、又は提案を行うに当たっては、自らの発言や行動が市政に与える影響を自覚し、責任を持って市民参加を行うことを定めたものです。また、「自らの行動と意見に責任を持ち」とは、住所、氏名等を明らかにした上で意見を述べ、提案することなどが挙げられます。
- ・市民は、たとえ自分の意見と異なる意見であっても、相手の発言や意見を尊重し、信頼に基づく市民参加に努めることを定めたものです。

(市の役割)

第4条 市は、市民参加を進めるため、市政に関する情報を積極的に公開し、市民に対する説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、政策等に反映させるよう努めなければなりません。

3 市は、市民参加が継続的に行われるよう、創意工夫に努めなければなりません。

4 市は、次代の社会を担う子どもの市民参加を支援するよう努めなければなりません。

5 市は、市民参加のまちづくりに強い意欲を持つ職員を育成しなければなりません。

解 説

この条は、市民参加における市の機関及び議会の基本的役割について定めたものです。

なお、議決機関である議会を含めて役割を定めているのは、市民参加は、市民と市の機関、議会の三者によるパートナーシップのもと進めていくことが、条例の実効性を高めるうえで必要であるからです。

第1項について

- 市民参加を推進するためには、十分な情報提供が行われ、市民との情報共有が必要不可欠です。市政に関する情報は、市民からの求めがあってから提供するのではなく、自ら積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供しなければならないことを定めています。なお、分かりやすい情報の提供の例としては、分かりにくい行政用語はできるだけ使わず、イラスト等を活用した説明や市民参加の情報をまとめた市民参加のページ（ホームページ）や公共施設に情報コーナーを設置することなどです。

また、市民からの市政に関する意見又は提案等に対して、誠意をもって応答する責任があるだけでなく、市政について自ら説明していく責任があることを定めたものです。

第2項について

- より多くの市民が市政に参加できるよう、積極的な市民参加の機会を提供するとともに、市民ニーズに適切に対応するために、市民の意向を的確に把握し、有益な意見やアイデアについては、政策等に反映させるように努めなければならないことを定めたものです。

第3項について

- 市民参加が継続的に行われるよう創意工夫に努めることを定めています。具体的には、市民の参加意識の高揚に向けた出前講座の実施、ワークショップ、審議会等、市民説明会開催に当たっては、市民のライフスタイルに配慮した時間・曜日の設定や保育サービスの実施、シンポジウムや広報紙での市民意識の醸成などです。

第4項について

- 市民参加制度は次世代への継続性が大切です。そのことから、まちの将来を担う子どもたちへの市民参加の支援、機会の提供に努めなければならないことを定めています。具体的には、子どもの生活に密接に関係した政策等については、それぞれの年代の特徴に応じて率直な意見が聴きだせるよう、十分に配慮・工夫します。また、市政について考える場として、子ども会議、子ども議会の設置や子ども広報モニターなどが考えられます。

第5項について

- 市民参加の必要性を十分に理解し、まちづくりに対しての高い識見と信念、強い意欲を持つ職員を育成する必要があります。

(市民参加の対象等)

第5条 市の機関は、次に掲げる政策等(以下「対象事項」といいます。)を実施しようとするときは、あらかじめ市民参加を求めなければなりません。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止
- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。)の制定、改正又は廃止
- (4) 法定外普通税及び法定外目的税の賦課徴収について定める規定(条例に限ります。)の制定、改正又は廃止
- (5) 市税(前号に規定する市税を除きます。)の税率の引上げ(標準税率がある市税の税率の引き上げであってその標準税率を超えないものを除きます。)を目的として行う条例の制定、改正又は廃止
- (6) 分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正又は廃止
- (7) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市の機関が認める制度の導入、変更又は廃止
- (8) 公共施設(公用のために使用する施設であって市民が身近に利用するものと市の機関が認めるもの及び公の施設をいいます。以下同じです。)の設置に係る計画の策定、変更又は廃止
- (9) 公共施設の利用方法について定める条例及び規則の制定、改正又は廃止
- (10) 法人(地方公共団体を除きます。)に対する新たな出資(市長が別に規則で定める出資に限ります。)
- (11) 団体に対する金銭の給付(市長が別に規則で定める金銭の給付に限ります。)を目的とする制度の導入
- (12) 当初予算の作成
- (13) その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、対象事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについて市民参加を求めないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急を要するもの
- (3) 市の機関の内部事務処理に関するもの
- (4) 法令(この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程を除きます。第6号において同じです。)の規定により政策等の実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により条例の制定、改正又は廃止の請求が行われたもの
- (6) 法令に基づき次条第1項に規定する市民参加手続と同様の手続が行われるもの

3 市の機関は、前項第2号に掲げるものに該当したことにより対象事項について市民参加を求めなかったときは、その内容を速やかに公表するものとします。

この条は、市の機関が求める市民参加の対象に関することを定めたものです。

第1項について〈市民参加の対象となる事項〉

- ・市の機関は、これまでも市民への情報提供に努めるとともに、市民参加によって政策等を進めてきましたが、市民参加の対象とすべき事項の基準がなかったことから、このような状況を改善するために、市民参加を求めなければならない政策等を「対象事項」として明らかにしたものです。
- ・対象事項については、市民が身近に利用する施設の利用等、市税に関する事項、使用料等々市民の関心も高く生活にも密接するものも対象とし、可能な限り広い範囲に市民参加を求めることにしました。なお、第4・5・6号で規定する、新税の導入、税率の引き上げ、分担金、使用料等（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの）については、市民参加条例を制定している他市の多くが、地方自治法第74条第1項(1)において住民の直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求の対象から除外されていることを理由として、市民参加の対象外事項としています。

当市では、市民の関心の大きい事項であり、住民自治、受益と負担のバランス、あるいは情報提供、説明責任といった観点から、市民の意見を反映させる必要があると考え市民参加の対象としています。

- ・具体的な案件が、この条例に定める対象事項であるかどうかについては、市の機関がこの条例の趣旨に照らし合わせて判断するものです。

- (1) 地方自治法(抜粋)
- 第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(1)第1号について

- ・「市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画」は、北広島市の長期的、総合的方向性を定めるものであり、市民と市の機関が市の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は変更を行うことが必要なことから市民参加の対象としたものです。
- ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を持っているものは対象となります。
- ・具体的な例としては、総合計画の基本構想・基本計画、男女平等参画プラン、環境基本計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、都市景観形成基本計画、地域福祉計画、一般廃棄物処理基本計画、行財政構造改革大綱などがあります。

(2)第2号について

- ・「市政に関する基本的な方針を定める条例」は、北広島市の基本的な考え方を示しているものであり、市民、市の機関が共通目標や認識を持ち、当該条例に基づいた市政を展開していくためには、市民の理解と協力が不可欠であり、条例を制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、環境基本条例、交通安全条例、緑のまちづくり条例、個人情報保護条例、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例などがあります。また、この市民参加条例も該当します。

(3)第3号について

- ・「市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例」は、市民の権利・義務にかかわり、市民生活に重大な影響を与えるものであり、権利制限の限度や課せられる義務の内容などの合理性について、

市民の理解と協力を得ながら検討する必要があることから、これらの条例を制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。

- ・この号は、地方自治法第14条第2項「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」の規定に基づくものです。
- ・かっこ書き（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。）は、市民に義務を課す内容であり、本来、「市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例」の内容に含まれるものですが、市民参加の対象事項として明確にするため、あえてこの部分を除き、第4・5・6号で規定しています。
- ・具体的な例としては、ラブホテル建築規制条例、自転車等放置防止に関する条例などがあります。

(4)第4号について

- ・「法定外普通税及び法定外目的税の賦課徴収について定める規定」は、地方税法に定めのある税目以外の法定外普通税、法定外目的税を市が新たに導入する場合について、市民生活に重大な影響を与えるものであり、課せられる税の内容などの合理性について、市民の理解と協力を得ながら検討する必要があることから、これらの規定を制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、法定外普通税は、歴史と文化の環境税（太宰府市）・別荘等所有税（熱海市）、法定外目的税は、一般廃棄物埋立税（多治見市）・環境未来税（北九州市）などがあります。

(5)第5号について

- ・「市税の税率の引上げを目的として行う条例」は、地方税法で標準税率が定められている市民税、固定資産税等の標準税率を超える税率（超過課税）とする場合についてで、市民生活に重大な影響を与えるものであり、税率を引き上げる目的の合理性について、市民の理解と協力を得ながら検討する必要があることから、これらの条例を制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、地方税法で定められている固定資産税の標準税率1.4%を超える税率を設定しようとする場合などです。なお、当市で超過課税を行っているのは、法人の市民税です。

(6)第6号について

- ・「分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例」は、地方自治法第224・225・227条(2)で規定する分担金、使用料及び手数料で、市民生活に重大な影響を与えるものであり、徴収する分担金、使用料等の目的や内容などの合理性について、市民の理解と協力を得ながら検討する必要があることから、これらの条例を制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・具体的な例としては、道路に関する受益者分担金など、使用料は総合体育館等の施設使用料など、手数料は住民票の写しの交付や各種証明書発行手数料などです。

- (2) 地方自治法(抜粋)
- (分担金)
第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。
- (使用料)
第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。
- (手数料)
第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(7)第7号について

- ・「市民生活に重大な影響を及ぼすと市の機関が認める制度の導入」は、基本的な計画や条例のほかにも広く適用され、市民ニーズを的確に把握する必要があるとともに、市民に労力や負担を求めることになるものであり、市民の理解と協力が不可欠であることから、制度の導入、変更又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・制度とは、条例、規則、規程、告示等に基づいて行う、又は既に行われている一定の行為をいいます。
- ・具体的には、情報公開制度、個人情報保護制度、通学区域制度、家庭ごみの有料化などです。

(8)第8号について

- ・「公共施設の設置に係る計画」は、規模の大小にかかわらず市の公共施設は、限られた市の財源によって市民のニーズに応じて計画されるものであることから、計画の策定、変更又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・「設置に係る計画とは、施設の新設、改修等についての基本構想、基本計画及び基本設計等をいいます。なお、補修などを行い施設の状態を一定に保つ維持管理及び老朽化などした設備を新しいものに交換する設備更新に基づく基本計画等については、該当しないものとします。
- ・公共施設の建設に当たっては、通常、基本構想（基本計画） 基本設計 実施設計の手順を踏みますが、この場合の市民参加の手続については、基本構想（基本計画）の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において市民参加の手続を行うことも可能です。
- ・特に、大規模な公共施設の設置については、第1号「市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更」の基本構想などの計画の中の一つとして位置付けられ、市民参加の手続を経ることとなりますが、第1号で策定された計画は、個々の施設の詳細を検討するには至らず、長期的な観点で計画的に施設を整備する計画となりますので、個々の公共施設を建設するときは、再度、市民参加を求めることとなります。
- ・「公共施設」とは、公用の施設で市民が身近に利用する市庁舎などと、公の施設「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条）の体育施設、文化施設、社会福祉施設などを合わせてここでは定義しています。
- ・具体的には、公用の施設は、市庁舎、出張所などで、公の施設とは、図書館、保育園、公民館、学校、上下水道施設、公園、道路、河川等をいいます。

(9)第9号について

- ・「公共施設の利用方法について定める条例及び規則」は、多くの市民が利用する公共施設の利用方法を定めるときには、市民ニーズを的確に把握する必要があることから、利用方法を定める条例及び規則の制定、改正又は廃止するときを市民参加の対象としたものです。
- ・具体的には、施設の利用時間、利用の制限内容などです。

(10)第10号について

- ・「法人に対する新たな出資」は、第三セクターや公益法人のあり方に対して市民の関心が高まっていることから、市がこれらのものに出資という形で関与するときには、法人の必要性や市の関わり方、あるいは公金を支出することの是非などを市民の意見も考慮しながら決定することが必要となることから、新たな出資について市民参加の対象としたものです。
- ・かっこ書きの（地方公共団体を除きます。）は、一部事務組合を想定したもので、公共性を考慮して法人の対象から除外したものです。
- ・市民参加の対象となる法人への新たな出資の基準額については、従来の出資の経過、効率性を考慮して、500万円を超える場合とします。なお、数次にわたる出資を行った結果、出資総額の累計額が500万円を超える場合は、超えることとなる出資を行うときからを市民参加の対象とします。

また、出資金額が総資本額の 2 分の 1 以上の場合は、議会への報告が必要なことから、北広島市市民参加条例施行規則（以下「規則」といいます。）（市長が別に規則で定める出資に限ります。）で次のとおり規定します。

北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)
(法人に対する出資の基準額)
第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 10 号の市長が別に規則で定める出資は、次の各号のいずれかに該当する法人に対する出資とします。
(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の 2 分の 1 以上となることとなる法人
(2) 市の出資の総額が 500 万円を超えることとなる法人

(11)第 11 号について

- ・「団体に対する金銭の給付を目的とする制度の導入」は、団体に対する補助金給付を目的とした新たな補助金制度の導入について、その補助金制度の必要性や公金を支出することの是非などを市民の意見も考慮しながら決定することが必要となることから、制度の導入について市民参加の対象としたものです。なお、対象となる補助金制度は、効率性を考慮して、100 万円を超える補助金を給付する制度の場合とし、次のとおり規則で規定します。

また、補助金制度の中には、個人を主体としつつも、給付先に団体が含まれる場合がありますが、その場合は市民参加の対象としないこととします。

北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)
(団体に対する金銭の給付の基準額)
第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 11 号の市長が別に規則で定める金銭の給付は、その額が 1 団体につき 100 万円を超えるものとします。

(12)第 12 号について

- ・「当初予算の作成」は、予算作成までの過程（予算要求の概要、査定の状況等）を積極的に公開し、場合によっては事務事業についてパブリックコメントを実施するなど、市民と情報共有する中で、より市民の満足度の高い予算作成(市民参加型)を目指していくという考えから市民参加の対象としたものです。

なお、新たに当初予算に反映される事業について、事業の選択を求めるものではありません。

(13)第 13 号について

- ・「その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの」は、市民参加を必ず求めなければならないと規定した、第 1 号から第 12 号までに該当しない事項であっても、広く市民の意見を政策等に反映させるという趣旨から、市民の関心や、市民生活への影響から市の機関が市民参加が必要と思われる事項については、市民参加を求めることを規定したものです。

第 2 項について<市民参加の対象としないことができる事項>

- ・第 1 項第 1 号から第 13 号までに該当する事項であっても、市民の意見等を反映させる余地がなく、市民参加を行う必要性が低いと判断される場合や時間的な制約から市民参加を行うことができない場合等があることから、市民参加を求めないことができる事項について定めたものです。
- ・この項の各号のいずれかに該当する事項であっても、市民参加を求めることを否定するものではありません。

(1)第 1 号について

- ・「軽易なもの」とは、市民生活に影響がなく、市民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものをいい、その場合には、市民参加を求めないことができることとしています。
- ・例えば、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の

条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。

(2)第2号について

- ・「緊急を要するもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思を決定するまでの時間を費やすことができないもの又は適当でないものをいい、その場合には、市民参加を求めないことができることとしています。
- ・例えば、災害又は不慮の事態が発生したときに、速やかに意思決定をし、対応しなければならない場合などです。

(3)第3号について

- ・「市の機関の内部事務処理に関するもの」とは、市の組織や会計、職員の人事など、市の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは市の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから市民参加を求めないことができることとしています。

(4)第4号について

- ・「法令の規定により政策等の実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、戸籍謄本の交付手数料の額や地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められているものや法令に基づく団体への金銭の給付においては、法令の基準に基づいて行うこととなり、市民の意見を反映させる余地がないため、市民参加を求めないことができることとしています。
- ・国の法令に定めがある具体的な例としては、以下の場合などがあります。

「国の法令」とは、国が定める法律のほか、政令、府令、省令、告示などをいいます。

標準事務手数料の額を政令が定める標準の額に設定する場合

地方自治法第228条第1項後段で、「全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料」とされているもので、特別の事情がない限り、政令で定める金額に設定しなければならないとされています。平成20年4月現在で本市が徴収している標準事務手数料は、自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係事務手数料、消防関係手数料です。

標準税率が示されている市税の税率を標準税率内で設定する場合

地方税法第1条第1項第5号で、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率」とされているもので、財政上の特別の必要がある場合に限り、それによらないことができるとされています。標準税率が定められている税目は、市民税個人均等割・法人均等割(地方税法第310条・第312条第1項)、市民税所得割(同法第314条の3第1項)、市民税法人税割(同法第314条の4第1項)、固定資産税(同法第350条第1項)、軽自動車税(同法第444条第1項)、鉦産税(同法第520条第1項)です。

固定税率が定められている市税の税率を定める場合

地方税法上、一定の税率が定められており、それ以外の税率とすることはできないこととされているもので、退職所得に係る市民税所得割(地方税法第328条の3)、市たばこ税(同法第468条)、特別土地保有税(同法第594条・第623条)があります。

法定受託事務に関する「処理基準」に従って規定の制定改廃を行う場合

法定受託事務とは、市の事務のうち、国又は道が本来果たすべき役割に属するもので、国又は道においてその適正な処理を確保するために特に必要なものとして法令で定める事務を指します。(地方自治法第2条第9項)。国又は道は、市が法定受託事務を処理する際によるべき基準を示すことができるとされており(同法第245条の9)、具体的には法令解釈、許認可の審査基準などを定めることができます。処理基準に従わない場合は、法令に違反の疑いも生じることから、市は、これに従って意思決定をするのが実務上の現実であり、市民意見を反映する余地は少ないものと考えられます。

公の施設の利用方法について、法令に特に定めがある範囲の事項を定める場合

福祉関係の公の施設などは、法令により利用対象者や施設の事業内容が定められているのが通例なので、それらの事項を公の施設の管理について定める条例等の中で改めて規定する場合は、市民参加手続で意見を聴く必要はないと考えられます。ただし、施設の利用時間などは、市の裁量で決められることがほとんどなので、これらに関する規定は市民参加手続の対象となります。

市営住宅の家賃額を定める場合

市営住宅の家賃は、公営住宅法第16条第1項と公営住宅法施行令第2条により、入居者の収入に応じて政令で定める家賃算定基礎額、住宅立地条件に応じて大臣が定める数値、住宅床面積、築年数に応じて大臣が定める数値、利便性を考慮して市が0.7～1.1の範囲で定める数値を乗じて定めなければならないとされています。また、収入超過者等から徴収する金額も、法律と政令に基づいて定めなければならないとされています。なお、家賃等の免除や社会福祉法人に例外的に使用させる場合の料金などについての法令の縛りはありませんが、これらも含めて全体を家賃体系の一部とみなすことができるので、これらだけを取り上げて市民参加手続の対象にする必要性は低いと考えられます。

(5)第5号について

- ・「地方自治法第74条第1項の規定により条例の制定、改正又は廃止の請求が行われたもの」とは、地方自治法第74条第1項(1)の住民の直接請求制度により、市民は、有権者総数の50分の1以上の署名をもって条例の制定、改正又は廃止を市長に請求できます。請求のあった内容については、市長は20日以内に意見を付して議会に付議し、その取り扱いについて議会で審議がされることとなります。この直接請求そのものが市民意見を政策等に反映させる市民参加であること、さらには、時間的制約もあることから、市民参加を求めないことができることとしています。

(6)第6号について

- ・「法令に基づき次条第1項に規定する市民参加手続と同様の手続が行われるもの」とは、政策等の中には、法令の規定により、次条(第6条)で規定されている審議会等などの市民参加手続を経ることとされているものもあります。このことから、法令に定めがある場合には法令を優先し、市民参加を求めないことができることとしています。ただし、法令に反しない限りにおいて、この条例に基づく市民参加手続を行うことが必要とされるときは、行うことができます。
- ・具体的な例としては、都市計画マスタープランにおいては、都市計画法第18条の2第2項により、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされています。また、都市計画の決定においては、同法第19条第1項で、「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」と、審議会での審議を義務付けています。

第3項について

- ・第1項の市民参加を求める対象事項のうち、第2項第2号「緊急を要するもの」に該当したことにより市民参加を求めなかったときは、その内容・理由を速やかに公表し、市民への説明責任を果たすことを定めたものです。
- ・「公表」の方法は、規則第2条の規定によります。
なお、これ以降の各条項で定める公表の方法もこの規定によります。

北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)
(公表の方法)
第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとします。
(1) 北広島市広報紙への掲載
(2) 事務所における閲覧又は配布
(3) インターネットの利用
(4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

(市民参加の方法)

第6条 市の機関は、前条第1項の規定に基づき市民参加を求めるときは、次に掲げる方法(以下「市民参加手続」といいます。)により実施するものとします。

- (1) ワークショップ(市の政策等について、市民と市の機関の間又は市民同士の自由な議論により市民の意見を集約することを目的とする会合をいいます。以下同じです。)の開催
- (2) パブリックコメント(市の機関が対象事項の案(対象事項において定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。)を広く公表して市民の意見を求め、その意見及びその意見に対する市の機関の考え方を公表することをいいます。以下同じです。)の実施
- (3) 審議会等(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関をいいます。以下同じです。)への付議
- (4) 市民説明会(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の説明を行い、その政策等について市民と市の機関の間又は市民同士で意見交換をすることを目的とする会合をいいます。以下同じです。)の開催
- (5) 市民投票(投票により広く市民の意思を確認することをいいます。以下同じです。)の実施
- (6) その他市の機関が適切と認める方法

2 市の機関は、より多くの市民の意見を反映させるため、積極的に複数の市民参加手続を実施するよう努めるものとします。

解 説

この条は、市民参加の方法に関することについて定めたものです。

市民参加は、既に決まったことに市民が形式的に参加するのではなく、政策等の企画や立案、実施、評価など、様々な段階で市民と市の機関や市民同士の意見交換によって政策等が実現されることを目指すものです。従ってここに示した方法は、市民が参加しやすい方法で主体的な取り組みができ、市民意見が市政に反映されることを主眼として設定しています。

- ・市民参加の方法には、それぞれに特性があり、政策等の内容により効果的な方法や実施時期は異なってきます。また、参加しやすい方法が個々の市民によっても異なってきます。このため、政策等の内容に応じ、市民参加手続の結果が最も効果的と思われる時期に効果的な方法を実施する必要があります。

第1項について

- ・前条第1項の市民参加の対象事項を実施するときの市民参加の方法について定めたものです。市民参加を求めるに当たっては、この方法のうちいずれかの方法により実施しなければならないこととなります。
- ・市民参加の方法の具体的な手続については、個別の条文(第7条から第11条まで)において定めていますので、ここでは、各方法の特徴について説明します。

(1)第1号について

- ・この号は、市民参加手続の方法の一つとして「ワークショップ」を定めたものです。
- ・ワークショップは、市民が受身ではなく主体的に検討作業を行い、市民同士の自由な意見交換により多様な意見が政策等に反映できる市民参加の有効な方法の一つです。一方で、多様な市民ニーズ

から合意形成に導くためには、市民同士の意見の対立や議論に長い時間がかかることも予想され、会議を中立的な立場で調整する進行役が必要になります。

(2)第2号について

- ・この号は、市民参加手続の方法の一つとして「パブリックコメント」を定めたものです。
- ・パブリックコメントは、政策等の案について市民に十分説明し、広く市民から意見を求める場合に、市民が容易に参加しやすく、従来からも市民の意見を聴く有効な方法として用いられ、市民参加を拡充する最も基本的な方法の一つとして位置付けています。ただし、市民同士の対話の場となるものではないことから、市民間の合意形成を図ることは難しい面があります。
- ・審議会等が、政策等に対する意見募集を実施するに当たっては、パブリックコメントに準じた手続に基づき実施するものとします。

(3)第3号について

- ・この号は、市民参加手続の方法の一つとして「審議会等」を定めたものです。
- ・「審議会等」には、法令等の規定によりその構成が定められており、市民が含まれないものもありますが、この条例は、市民参加の手続を規定していることから、原則として、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものを審議会等としています。
- ・「審議会等への付議」とは、市の機関が、政策等に関する特定のテーマについて審議会等へ諮問することで、諮問等に対する答申、報告等を求めるための方法をいいます。
- ・審議会等への付議は、市民を含む特定の委員（学識経験者等）により、専門性のある深い議論ができ、合意形成を図る上で効果的な方法で、行政プロセスにおいても重要な役割を担っています。一方で、参加できる市民がごく一部に限られ、また、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しにくいという面があります。
- ・従来の審議会等は、専門的・技術的知識や学識経験者等の活用が主流でありましたが、現在では、地域課題や市民ニーズの多様化に伴い、市民の意見等の反映の機会をいかに審議会等の機能に加えていくかが重要になっています。
- ・この機能が十分に発揮されるためには、委員の構成において、積極的な公募による委員の選任や幅広い各界各層からの適切な人材の選任などに努める必要があります。
- ・「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項(3)の規定に基づき、法律や条例に基づき設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。

(3)

地方自治法(抜粋)

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- ・「諮問」とは、市の機関が、審議会等に意見を求めることをいいます。
- ・「答申」とは、審議会等が諮問を受けた事項について、市の機関に対して意見を申し述べることをいいます。

(4)第4号について

- ・この号は、市民参加手続の方法の一つとして「市民説明会」を定めたものです。

- ・市民説明会は、政策等の案について市民の意見を直接聴くことができるとともに、意見を交換することができる効果的な市民参加の方法です。また、市の機関が政策等についての説明を直接行うため、きめ細やかな説明が可能となり、政策等について市民の理解を深める効果もあります。

(5)第5号について

- ・この号は、市民参加手続の方法の一つとして「市民投票」を定めたものです。
- ・「市民投票」とは、市の将来を左右する重要な事項について、市民が意思（賛否）を投票する制度で、間接民主主義を補完するものです。市民が重要事項を直接判断する市民参加の究極の仕組みといえます。
- ・市民投票制度には、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な市民投票条例を制定する「非常設型（個別型）」と、投票資格、投票方法、成立要件など、市民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ市民投票制度として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも市民投票が実施できる「常設型」があります。
- ・この条例では、第11条で市民投票の実施請求、対象事項を定め、「常設型」の市民投票を規定しています。
- ・市民投票制度は、住民の意思を直接確認することに加え、その社会的、政治的影響の大きさからも、とりわけ重要な市民参加制度といえることができます。しかし、市民投票は、これが実施されることにより課題がすべて解決される性質のものではなく、市民投票も多様な参加の制度の一つであるということを踏まえ、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で実施される必要があります。

このことから、市政に係る重要事項であっても、情報の公開、パブリックコメント、審議会等や市民説明会の活用など、投票の請求に至るまでの間に様々な市民参加の方法により十分な議論が展開され、合意形成がなされることが望ましく、市民投票はあくまでも最終的な手段として実施されるべきものです。

(6)第6号について

- ・「その他市の機関が適切と認める方法」とは、公聴会、アンケートやモニター制度、アイデア・提言募集、フォーラムやシンポジウムの開催など多様な方法があります。

第2項について

- ・この項は、市民参加方法の偏りを避け、市民が広く政策等に参加できることを原則として、政策等の内容に適した効果的な市民参加手続を運用するために、市の機関が複数の市民参加手続の方法の実施に努めるように規定したものです。努力規定としたのは、政策等によっては複数実施する必要のないものもあり、政策等を遂行する上での効率性も市の機関は考慮する必要があるためです。

(ワークショップ)

第7条 市の機関は、対象事項について複数の市民と一定の合意形成を図り、及びその意見の基本的な方向性を把握する必要があるときは、ワークショップを開催します。

2 市の機関がワークショップを開催しようとするときは、開催の日時及び場所、討議の議題等をあらかじめ公表するとともに、その討議に必要な資料を作成するものとします。

3 市の機関は、ワークショップを開催したときは、その記録を作成し、公表するものとします。

解 説

この条は、市民参加の方法の一つである、ワークショップを実施するときの手續について定めたものです。

第1項について

- ・「ワークショップ」とは、メンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論や共同作業を通して合意形成を図る方法で、市の政策等について、市民と市の機関、あるいは市民同士の議論にあまり枠をはめずに早い時期から検討を行い、課題に対する市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいいます。
- ・ワークショップでは、参加する市民の多様な意見が反映されるよう、地域性、男女比率、年齢構成などに配慮するものとします。
- ・ワークショップの実施時期としては、その性格から、政策等の企画・立案の早い段階に行うことにします。

第2項について

- ・ワークショップの開催により、市民に参加を求めようとするときの事前公表事項を定めたものです。
- ・事前公表事項としては、開催の日時及び場所、討議する議題（政策等の内容）のほか、参加要件や検討にあたっての参考となる資料などです。また、討議に必要な資料の作成に当たっては、市民が内容を十分に理解できる分かりやすいものに努めるものとします。

第3項について

- ・「その記録」とは、ワークショップ開催の目的、議題、市民から出された意見等、参加人数などを内容としたものです。

(パブリックコメント)

第8条 市の機関は、対象事項について広く市民の意見を反映させる必要があるときは、パブリックコメントを実施します。

2 市の機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 対象事項の案及びこれに関する資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び意見提出期間
- (3) その他市の機関が必要と認める事項

3 市の機関が前項第2号の意見提出期間を定めるときは、同項の公表の日から起算して30日以上でなければなりません。ただし、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができます。

4 前項ただし書の場合において、市の機関は、第2項の規定による公表の際にその理由を明らかにしなければなりません。

5 市の機関は、パブリックコメントにより提出された対象事項の案についての意見(以下「提出意見」といいます。)の検討を終えた場合は、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
- (2) 提出意見を検討した結果及びその理由

6 前項の規定にかかわらず、市の機関は、必要に応じ、提出意見に代えて、その提出意見を整理又は要約したものを公表することができます。この場合においては、その公表の後遅滞なく、その提出意見をその市の機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければなりません。

7 市の機関は、提出意見の検討を終えた場合は、提出意見を提出した市民に対し、その提出意見を検討した結果及びその理由を回答するものとします。ただし、回答することができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

解説

この条は、市民参加の方法の一つである、パブリックコメントを実施するときの手續について定めたものです。

第1項について

- ・「パブリックコメント」とは、市の機関が政策等の案を公表し、案に対して市民から意見を募集し、その意見を参考にして政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する市の機関の考え方を公表する一連の手續をいいます。
- ・パブリックコメントの実施時期としては、政策等の企画・立案、実施から決定に至るまでの過程のうち何度でも実施可能ですが、最終的に実施される場合は決定段階に近いものとします。

<追記>パブリックコメントは、市民参加の最も基本的な手續の一つであり、対象事項において他の方法がより有効と思われる場合を除き、常に実施されるものです。そのことから、市の機関は、パブリックコメントを実施している政策等の一覧表を作成し公表するものとします。

第2項について

- ・パブリックコメントの実施により市民に意見を求めようとするときの事前公表事項を定めたものです。
- ・対象事項の案を公表するに当たっては、市民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見が提出できるよう、論点などを明確にした資料等を合わせて公表するものとします。
- ・意見の提出方法については、規則第5条において規定しています。
- ・その他市の機関が必要と認める事項としては、例えば、検討結果等の公表の予定時期及び方法等があります。

北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)

(パブリックコメントの手続)

第5条 条例第8条第2項第2号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから市長が指定するものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法
- (4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいいます。)を送信する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

2 市長は、パブリックコメント(条例第6条第1項第2号に規定するパブリックコメントをいいます。)を実施している政策等の一覧表を作成し、公表するものとします。

- ・意見を提出するに当たっては、第3条第2項(市民の役割)でも規定しているとおり、市民は自らの行動と意見に責任を持たなければなりません。そのことから、意見の提出に当たっては、住所、氏名等を明らかにすることは当然のこととし、条例では規定していません。なお、市の機関が、意見を求めるときには、意見の内容を確認することが必要な場合も想定されるため、住所、氏名の他に連絡先を求める場合もあります。

第3項について

- ・パブリックコメントの実施により市民に意見を求めようとするときの意見の提出期間を定めたものです。
- ・市民が意見を提出しやすくするためには、意見の提出方法だけでなく、市民が政策等の案を検討し、意見を提出するための準備期間を十分取る必要があります。一方で、行政運営上の効率性も考慮する必要があることから、提出期間を30日以上と定めたものです。ただし、緊急に行わなければならないなど、やむをえない理由があるときは、30日を下回る期間を設定できるものとしています。

第4項について

- ・前項のただし書きにより、30日を下回る意見提出期間で意見を求めようとする場合には、第2項の事前公表のときに、その理由を明らかにすることとし、市民への説明責任を果たすことを定めたものです。

第5項について

- ・市民の提出意見の内容(提出意見がなかった場合はその旨を)や意見に対する検討概要と市の機関の考え方、また、意見に基づき対象事項の案を修正したときはその修正内容を公表することとし、市の機関の説明責任を定めたものです。
- ・市の機関は、市民の提案や意見を聴くだけでなく、その内容がどのように対象事項の案に反映され

たのか、その結果について、本人や対象事項に関心を寄せている市民に周知し理解を得るように努めなければなりません。

- ・公表した対象事項の案の内容と直接関係のない意見や賛否のみを表明した意見については、公表しないものとします。

第6項について

- ・提出意見は原則として全文を公表することとしますが、趣旨・内容が類似しているもの、意見が大量に寄せられた場合などは、整理・要約して公表することができます。ただし、そのときは、意見全文を公表後遅滞なく、市の機関の事務所等に備え付け、閲覧ができるようにしておくことを定めたものです。

第7項について

- ・説明責任を果たす趣旨で、意見を提出した市民に対して個別に回答することとしています。ただし、意見が大量に寄せられた場合など、回答できないやむを得ない理由があるときは、行政運営上の効率性から省略することができます。

(審議会等)

第9条 市の機関は、その方針を決定する上で専門的な意見及び市民の意見を反映させる必要がある対象事項があるときは、審議会等に付議します。

2 市の機関は、審議会等を構成する委員その他の構成員（以下この条において「委員」といいます。）を任命し、又は委嘱しようとするときは、その審議会等の委員の男女比率、年齢構成、地域構成、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮するとともに、できるだけ公募により選考するものとします。ただし、法令（市の条例及び市の機関の規則その他の規程を除きます。）の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって公募に適さない場合その他特別の理由があるときは、この限りではありません。

3 前項の公募は、市内に住所を有する者のうちから行うものとします。ただし、特別の理由があるときは、この限りではありません。

4 市の機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱したときは、委員の氏名、選考の区分及び任期を公表するものとします。

5 市の機関は、あらかじめ審議会等の会議の開催の日時及び場所、傍聴の手續等について公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。

6 審議会等の会議は、北広島市情報公開条例(平成11年北広島市条例第2号)第20条の規定に基づき、同条ただし書に規定する場合を除き、これを公開するものとします。

7 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、その会議録を作成し、公表するよう努めるものとします。

解 説

この条は、市民参加の方法の一つである、審議会等を実施するときの手續について定めたものです。

第1項について

- ・「審議会等への付議」とは、市の機関が、政策等に関する特定のテーマについて審議会等へ諮問することで、諮問等に対する答申、報告等を求めるための方法をいいます。

第2項について

- ・審議会等の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、男女比率、年齢構成、地域構成、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮するものとしています。このことは、審議会に限られたメンバーで市の政策等を審議することとなることから、市民の現状、意識を正しく反映し、多様な市民の知識・経験・創造性を政策等に取り入れ、多くの市民が平等に参加できるよう、年齢や性別、地域などに偏りが出ないように配慮するものです。また、新しい市民の参加を促進し、審議会等そのものを活性化させるため、任期・兼職状況に配慮し、できるだけ公募により選考することを定めています。

なお、公募により選考しようとするとき、あらかじめ公表する事項は規則第6条に規定していません。

北広島市市民参加条例施行規則(抜粋)

(審議会等の手続)

第6条 市長は、審議会等(条例第6条第1項第3号に規定する審議会等をいいます。以下同じです。)の委員(条例第9条第2項に規定する委員をいいます。以下この条において同じです。)を公募により選考しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 公募により選考する委員の人数及び選考方法
- (4) 公募に応募できる者の範囲
- (5) 公募に応募する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

- ・ただし書の「その他特別の理由」とは、審議会等が市民のプライバシーに関わることを審議する場合などです。
- ・この条例における「公募」の委員とは、要件を付したとしても「年齢」、「地域性」のみであり、「市内に住所を有する者のうちから」委員の候補を募集することをいいます。このことから、既存の条例等において、「公募」に関し、現行の審議会等の設置条例等の規定で公募が可能な場合、法令の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって公募に適さない場合を除き、この条例施行後できるだけ早い時期に、改正の手続きをとります。

第3項について

- ・公募に応募する資格を有するものは、原則として「市内に住所を有する者」としています。
「市内に住所を有する者」とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく北広島市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住者が北広島市にある者をいいます。
- ・「市内に住所を有する者」に限定したのは、「市民」の中でも、市民の現状、地域課題や市民ニーズをより深く把握していると考えられるからです。なお、公募のときの年齢要件については、市の機関が審議会等で審議する対象事項の内容に応じて判断するものとします。
- ・「特別の理由」とは、市内に適任者がいなく、市外から公募する場合などです。

第4項について

- ・市民から顔の見える開かれた審議会等とするため、委員の氏名、選考の区分、任期を公表することを定めたものです。
- ・「選考の区分」とは、公募による市民、学識経験者などの区分をいいます。

第5項について

- ・多くの市民に傍聴の機会を提供するために、開催日時及び場所、傍聴の手続等について、市のホームページなどで公表することに努めることを定めています。

第6項について

- ・審議会の会議は、北広島市情報公開条例第20条の規定により特別の場合以外は公開し、会議の透明性を確保することを定めています。

北広島市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

第7項について

- ・ 審議会等を設置した市の機関に対し、審議会等の運営の透明性確保や、審議会等と市民との情報共有のために会議録を作成し、市のホームページなどで公表することに努めることを定めています。



(市民説明会)

第 10 条 市の機関は、対象事項の内容について市民に周知させるとともに、その対象事項に対する複数の市民の意見を収集する必要があるときは、市民説明会を開催します。

2 市の機関は、市民説明会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 市民説明会の開催の日時及び場所
- (2) 対象事項の案及びこれに関する資料
- (3) 市民説明会に参加することができる者の範囲
- (4) その他市の機関が必要と認める事項

3 前項の規定による公表は、市民説明会の開催を予定する日の 14 日前までに行わなければなりません。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

4 市の機関は、市民説明会を開催したときは、その記録を作成し、公表するものとします。

解 説

この条は、市民参加の方法の一つである、市民説明会を実施するときの手續について定めたものです。

第 1 項について

- ・「市民説明会」とは、対面方式により一定の会場において、参加した市民に対して市の機関が政策等の案などについて説明を行い、その内容について市民と市の機関、市民同士の意見交換を目的とする集まりをいいます。
- ・市民説明会の実施時期としては、企画・立案から決定に至るまでの過程で、早い時期から中間の企画立案過程に開催するのが効果的です。

第 2 項について

- ・市民説明会開催に当たり、市民に参加を求めようとするときの、事前公表事項を定めたものです。
- ・市民説明会開催当日に、市の機関が対象事項の案に関して説明するだけでは、市民にとって十分に検討する時間がないことから、事前に対象事項の案に関する資料を公表することを定めたものです。
- ・案及びこれに関する資料を公表するに当たっては、市民が内容を十分理解し、適切な意見を述べるように、分かりやすいものとします。
- ・開催に当たっては、平日の夜間、土・日曜日など、市民が参加しやすい日時の設定に努めるとともに、地域の偏在なく一人でも多くの市民が参加できるよう、事案によって必要な開催回数を確保するものとします。

第 3 項について

- ・公表は、市民説明会の 14 日前までに行わなければなりません。また、日時等の公表に当たっては、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけるものとします。

第 4 項について

- ・市民説明会の開催記録を作成し、市民と市の機関又は市民同士の意見内容の概要を公表することで、市民説明会の透明性、公平性を図るとともに、開催当日、市民説明会に参加できなかった市民との情報の共有化を図るものです。

(市民投票)

第 11 条 市内に住所を有する 18 歳以上の者で別に条例で定めるもの及び議会は、政策等の重要事項について、市長に対し、市民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。

3 市長は、政策等の重要事項について、市民に直接問う必要があるときは、市民投票を実施することができます。

4 市民投票の請求及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

解 説

この条は、市民参加の方法の一つである、市民投票について定めたものです。

市民投票は、市の将来を左右するような政策等の重要な事項に関して、市民が自らの意思を直接に表明する権利を保障し、間接民主制を補完するものです。

市民投票について、市民から市民投票の実施請求があったときに、その都度条例化するのではなく、市民投票の実施請求権と対象事項を定め、市民投票の手続を定める市民投票条例に規定する署名の数などの要件を満たす請求があった場合には、必ず市民投票を実施する「常設型」の市民投票制度としています。

第 1 項について

- ・市民の市民投票請求資格は、「市内に住所を有する 18 歳以上の者」（外国人を含む。）に限って認めることとしています。
- ・これは、市民投票が、市の存続や市政運営に非常に大きな影響を及ぼす「政策等の重要事項」について市民の意思を問うものであり、住民として生活し、状況を把握しているなどの一定の合理的理由が必要であることから、請求資格者の範囲を住民に限定したものです。また、年齢については、将来の世代にもできる限り投票資格を認めるべきであり、さらには、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）が投票資格年齢を 18 歳としていること等、社会的客観基準を勘案して年齢を 18 歳以上としています。
- ・議会は現行の地方自治法によっても市民投票の条例案を提案できますが、条例案を作成し議会での議決を要するなど、市民投票を実施するまでの手続に多くの時間を必要とすることなどから、市民と同様に、議会も一定の要件を満たすことにより市民投票請求ができるように規定しています。
- ・なお、市民の請求要件署名数、議会請求要件は北広島市市民投票条例第 4 条で次のように規定しています。

北広島市市民投票条例(抜粋)

(市民投票の請求等)

第 4 条 投票資格者(次条第 1 項の投票資格者名簿に登録されている者に限る。第 11 条において同じ。)は、政策等の重要事項について、その総数の 6 分の 1 以上の署名をもって、その代表者から市長に対し、書面により市民投票の実施を請求することができる。

2 略

3 議会は、政策等の重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したときは、市長に対し、書面により市民投票の実施を請求することができる。

4~7 略

- ・市民投票の対象となる「政策等の重要事項」は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。請求に必要な署名数（18歳以上の住民の6分の1以上）を収集できたとすれば、その難易度を考えると、その事案（除外事項は除きます。）はすでに市民投票にふさわしい重要事項であるといえます。また、市民投票制度が、市民の市政参加を進めていく上での重要な制度として活用されていくためには、なるべく対象となる事項を限定しない方法が望ましく、これらのことから、対象事項を限定せず、例外として市民投票の対象とならない事項を限定的に規定しています。
- ・具体的には、北広島市市民投票条例第2条で次のように規定しています。

北広島市市民投票条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において「政策等の重要事項」とは、市民全体にかかわる事項であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散の請求その他法令(この条例及びこの条例に基づく規則その他の規程を除く。)の規定に基づき投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
- (4) 市の機関(北広島市市民参加条例第2条第2項に規定する市の機関をいう。)の内部事務処理に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民投票を行うことが適当でない認められる事項

第2項について

- ・第1項の規定による、市民、市議会から請求があった場合は、市民投票が実施されることとなります。

第3項について

- ・市長は自らの判断で市民投票を発議、実施できることを定めています。

第4項について

- ・実際に市民投票を行うには、投票資格者の具体的範囲や、投票方法、成立要件など、必要事項の詳細を定めた手続条例が別途必要になります。それらをあらかじめ市民投票条例として定めておくことで、請求要件を満たすことにより市民投票ができることとなります。

(市民政策提案)

第 12 条 市内に住所を有する者は、その 10 人以上の連署をもって、その代表者から、市の機関に対し、市民政策提案(政策等(第 5 条第 2 項第 1 号から第 5 各号までに掲げるもののいずれかに該当する政策等を除きます。))について具体的な意見を提案し、市の機関がその意見及びその意見に対する市の機関の考え方を公表することをいいます。以下同じです。)を行うことができます。

2 市民政策提案には、市政の現状及び課題、提案する意見の内容、その意見に基づき政策等を実施することにより期待される効果等を示すものとします。

3 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、次に掲げる事項を公表するものとします。

(1) 市民政策提案の内容

(2) 市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由

4 市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、第 1 項の代表者に対し、その市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由を回答するものとします。

5 第 3 項の公表及び前項の回答は、市民政策提案を受けた日から 90 日以内に行わなければなりません。ただし、90 日以内に公表及び回答をすることができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

解 説

この条は、第 6 条で規定する市民参加手続のほかに、市民が自発的に市民参加する方法の一つである、市民政策提案について定めたものです。

第 1 項について

- ・「市民政策提案」とは、市民が自発的に市の政策等について具体的な意見を提案し、それに対して市の機関が意思決定を行い、市民からの提案の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
- ・提案できる市の政策等とは、第 5 条第 1 項の各号に規定する対象事項に該当し、かつ、同条第 2 項の第 1 号から第 5 号までに該当しないものに限ります。
- ・市民政策提案は、単なる意見、要望でなく、市民が市全体のことを考えた政策の実現を目指し、具体的な政策提言をするものです。市民参加の他の方法(パブリックコメント、審議会等)は、ある事案に対して市民からの意見を聴く受動的な参加ですが、これは能動的で、より積極的自発的に政策課題に参加できる仕組みです。自由な発想で、市民の持つ知識や創造性が市政に活かされる制度です。
- ・市民政策提案制度は、例えば、提案しようとする政策等が計画等にあつては計画等の案、条例にあつては条例案とします。ただし、詳細な内容が示されており、それを基に市の機関が政策等の案を作成することが容易にできる程度のものであれば、提案することができるものとします。例えば、条文形式でなく骨子として示したものであつても、政策等の案として提案することができるものとします。
- ・市民からの提案には 10 人以上の連署を必要としています。これは、一人の意見ではなく、少なく

とも10人の市民がお互いに知恵を出し合い、議論を重ね、合意の下でよりよい政策等が立案されることを目指して定めたものです。なお、年齢要件は、小・中学生などにもまちづくりに関心を持ってもらい、それぞれの立場での提案ができるよう規定していません。

第2項について

- ・市民政策提案で受け付ける提案の記載事項について定めたものです。提案するときに必要な内容を「現状及び課題、提案する内容、期待される効果など」とし、具体的な意見提案としています。

第3項について

- ・提案された政策等については、市の機関は様々な観点から総合的にその内容を検討し、その結果及び結果に至った理由を公表するものと定めています。なお、採用した政策等は、他の参加方法を活用して更に市民の意見を聴き、より良いものになるように検討し、実施することになります。

第4項について

- ・市の機関は、前項の検討結果を市民政策提案の代表者に回答することとしたものです。

第5項について

- ・市の機関は、市民から提案を受理した日から換算して90日以内に検討を終え、第3項の公表及び前項の回答を行うこととしたものです。
- ・ただし書は、提案内容によっては90日で結果まで至らない場合も想定されることから、規定したものです。

(市民の声)

第 13 条 市の機関は、市民の声(市民参加手続(市民政策提案を含みます。第 16 条において同じです。))以外の方法により市の機関に提出された要望、苦情等の申出をいいます。)については、これを誠実に処理し、処理の結果を公表するよう努めるものとします。

提案理由・趣旨

この条は、第 6 条で規定する市民参加手続以外の市民参加を推進するため、市民から自発的に提出される要望・苦情の取り扱いについて定めたものです。

市民参加条例策定市民委員会で実施した「市民参加に関するアンケート調査」では、環境や福祉、安全等についての身近な市民生活の改善や地域の問題への対応に期待を寄せる意見が多く出されました。市では従来から身近な生活者の視点での市民提案である要望苦情の扱いに対応していますが、今後も市民から自発的に提出される要望・苦情などの「市民の声」に対して、誠実に対応することを明らかにしたものです。

- ・市民参加手続を経ずに、市民から自発的に提出される要望・苦情についても、第 1 条の目的に規定する「市民と市が協力して市民生活の向上及び地域社会の発展を図る」に合致すると認められるものは、市民参加手続で提出された意見と同じように、総合的かつ多面的に検討するなど、誠実に処理することを決めました。また、説明の不十分さの解消や透明性を図る上からも、その処理の経過や結果の公表に努めることを定めたものです。
- ・第 1 条の目的に合致するものについては、公の意見として公表することから、「自らの行動と意見に責任を持ち」と第 3 条第 2 項「市民の役割」にも規定しているとおり、提出する市民にも責任ある行動を求めため、公表するしないにかかわらず、この条の規定に基づいて要望・苦情を提出するときは、住所、氏名を明らかにすることが必要です。
- ・国や道の事業や民間企業の事業等で、その事業の決定に際して市に権限のないものへの要望・苦情や誹謗中傷については、この条例の目的に合わないものとしてこの条の対象となりません。

(非公開情報)

第 14 条 市の機関は、この条例の規定に基づき公表又は回答する事項が非公開情報(北広島市情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する非公開情報をいいます。)に該当するときは、その事項について、公表又は回答しないものとします。

解 説

この条は、非公開情報について定めたものです。

- ・この条例の規定に基づき公表又は回答するすべての事項について、北広島市情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する非公開情報に該当するものは、公表又は回答しないことを定めたものです。

北広島市情報公開条例(抜粋)

第 6 条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の公開をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、財産、所得、学歴、職歴、住所、所属団体、家族構成、健康状態、身体的特徴等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
 - ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位、財産権その他正当な利益が不当に損なわれると認められるもの又は実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として、当該法人等又は当該事業を営む個人から任意に市に提供された情報であって、当該法人等又は当該事業を営む個人の承諾なく公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (4) 市の内部又は市と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他公共的団体等(以下「国等」という。)との間における検討、協議、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、市の公正又は円滑な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の処理方針、入札の予定価格、交渉の方針、職員の身分取扱いその他の市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (6) 市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議、依頼等の趣旨に反し、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることにより、当該協議、依頼等に関する事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められるもの
- (7) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定により公開してはならない旨の具体的な指示があった情報

(北広島市市民参加推進会議)

第 15 条 市民参加を推進し、及び市民参加の制度の実効性を確保するため、北広島市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議します。

(1) 市民参加の実施に関する事項

(2) この条例の運用の評価に関する事項

(3) この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項

(4) その他市民参加に関する事項

3 推進会議は、委員 10 人以内で組織します。

4 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。

(1) 公募に応募した者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

5 推進会議の委員の半数以上は、公募により選考された委員とします。

6 推進会議の委員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

7 第 4 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者について前項ただし書の規定により再任をすることができる回数は、1 回とします。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

解 説

この条は、北広島市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)の設置並びに推進会議の組織及び運営についての基本的事項について定めたものです。

第 1 項について

- ・推進会議は、この条例に基づく市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を北広島市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置するものです。
- ・推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関です。

第 2 項について

- ・この項は、推進会議の審議事項について定めています。

(1)第 1 号について

- ・この条例に基づき実施される、市民参加の実施状況を検証し、市民参加の対象と方法について、審議します。

(2)第 2 号について

- ・この条例に基づいて市民参加が適正に行われているかを検証するとともに、一定の評価基準を設けるなどして評価し、改善点やこの制度上での効果的な市民参加の進め方について審議します。

(3)第 3 号について

- ・第 1 号、第 2 号の審議を踏まえ、必要のある場合はこの条例及び規則の見直しを審議します。
- ・条例の見直しについては、第 17 条で市長が行うことを規定しており、その附属機関としてこの条例

の見直しについて所掌事項としたものです。

(4)第4号について

- ・この号は、第1号から第3号まで以外で、市民参加の推進に関する事項を所掌事項としたものです。

第3項について

- ・推進会議の委員総数を10人以内としています。

第4項について

- ・「委嘱」は、第1号及び第3号に該当する者に対して行うもの、「任命」は、第2号の市の職員に対して行うものとしています。
- ・委員の構成は、様々な見地からの検討が必要なことから、公募委員、学識経験者ほか、市職員と幅広い構成としています。

(1)第1号について

- ・「公募に応募した者」とは、推進会議が第9条の「審議会等」であることから、第9条第3項の規定により、「市内に住所を有する者」から公募に応募した委員をいいます。

(2)第2号について

- ・「市の職員」とは、市民参加の実施に当たっては全職員の理解が不可欠であり、実施状況を十分踏まえた上で、市民と市職員が率直に話し合うことにより制度の実効性が高まり、市民参加の推進につながることから、市の職員から任命した委員をいいます

(3)第3号について

- ・「その他市長が必要と認める者」とは、地方自治法、市民参加等について専門的な知識・経験を有する者や宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人（会社）、特定非営利活動法人（NPO）、自治会等の関係者で、市長が委嘱する委員です。

第5項について

- ・市民の目線で、市民参加状況についての様々な角度からの意見が反映されることを期待し、公募委員を半数以上としています。

第6項について

- ・委員の任期は他の一般的な例にならって2年とし、再任をすることができるものとしています。

第7項について

- ・市職員の委員以外に再任制限を設け、2期（通算4年）を超えて連続して委員になることができないものとしています。これは、市民の多様な意見が反映されるように努める第9条第2項の趣旨をこの推進会議の運営に具体的に反映させることとしたものです。なお、市職員である委員については、いわゆる「充て職」となることから、再任制限は定めないこととしています。

第8項について

- ・推進会議の組織及び運営については、規則第8条に規定しています。

北広島市市民参加条例施行規則（抜粋）

（推進会議の組織及び運営）

第8条 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

4 推進会議は、会長が招集します。

5 会長は、推進会議の会議の議長となります。

6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

7 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

(市民参加手続の実施状況等の公表)

第 16 条 市長は、毎年度当初に、市民参加手続の前年度の実施状況及び当年度の実施予定を取りまとめ、その概要を公表するものとします。

解 説

この条は、市民参加の実施状況及び実施予定の公表について定めたものです。

- ・市民参加が適切に実施されているかどうかの課程を検証することは、市民参加を推進していく上で重要であり、そのことから、市民参加手続の前年度の実施状況及び当年度の実施予定を取りまとめ、その概要を毎年 1 回（年度当初）に公表することとしたものです。
- ・前年度の市民参加手続の実施状況を公表することにより、市民は市民参加が適切に行われているかの確認をすることができるようにしたものです。
- ・市の機関が、市民参加を求めるものについて、政策等の名称、市民参加の方法、実施時期などの市民参加の実施予定を取りまとめ、公表することにより、市民は事前に市民参加に関する情報を得ることができ、市民参加の予定を立てるとともに、事前対応を行うことができるようにしたものです。
- ・公表後に市民参加を求める必要が生じたときは、速やかに実施内容を公表するものとします。
- ・実施状況、実施予定は、市民参加推進会議へ諮り、意見を求めるものとします。
- ・実施状況の公表に当たっては、市民参加の実施に要した費用も含めるものとします。

(条例の見直し)

第 17 条 市長は、この条例に定める市民参加の制度が市民の意見を反映したものになるよう、必要に応じて、その見直しを行うものとします。

解 説

この条は、この条例の見直しについて定めたものです。

- ・この条例に基づく市民参加制度が、市民意見を反映したものになっているかどうか、社会情勢の変化や市民参加の状況から条例に新たに規定すべき事項がないかなど、不断の見直しが必要です。
また、市民参加制度にはもともと定まった形式や内容があるわけではありません。北広島市としてのより確かな市民参加条例として整えていく必要があります。そのような観点から、見直しを行うことを定めたものです。
- ・見直し時期については、見直しの必要性の有無にかかわらず 3 年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしていましたが、平成 26 年の条例改正により、必要に応じて見直しを行うこととしました。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定めます。

解 説

この条例の施行に関して必要な事項は、市の機関が規則等で定めることを委任することについて定めたものです。

附 則

条例の内容

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加手続を実施することが困難であると市の機関が認めるものについては、第 5 条の規定にかかわらず、市民参加を求めないことができます。

附 則(平成 26 年条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 北広島市市民参加推進会議の委員に対する平成 25 年度分の報酬の支給については、なお従前の例によります。

解 説

この条例の附則について定めたものです。

第 1 項について

- ・この項は、この条例の施行期日を定めたものです。
- ・条例の施行期日は、平成 21 年 6 月 1 日としています。

第 2 項について

- ・この項は、経過措置について定めたものです。
- ・この条例の施行日である平成 21 年 6 月 1 日において、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、第 5 条に基づく市民参加を求めることにより、工程に大幅な修正が必要になること、また、時間的制約があるものその他の理由により市民参加手続を実

施することが困難であると認められるものについては、第5条の規定にかかわらず、市民参加を求めないことができるとしています。しかしながら、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であっても、この条例の趣旨にのっとり、可能な限り市民参加を求めていくことが望まれます。

平成26年の条例改正では、第15条に定める推進会議の委員について、職務・職責、勤務の態様、負担等の状況が他の附属機関の委員と同様であることから、年額18,000円としていた報酬の規定を廃止し、北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき日額6,000円としました。

また、第17条に定める条例の見直し時期について、見直しの必要性の有無にかかわらず3年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしていましたが、必要に応じて見直しを行うこととしました。

北広島市市民参加条例施行規則

平成 21 年 2 月 26 日規則第 4 号
改正 平成 25 年 9 月 6 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北広島市市民参加条例(平成 21 年北広島市条例第 1 号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(公表の方法)

第 2 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとします。

- (1) 北広島市広報紙への掲載
- (2) 事務所における閲覧又は配布
- (3) インターネットの利用
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

(法人に対する出資の基準額)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 10 号の市長が別に規則で定める出資は、次の各号のいずれかに該当する法人に対する出資とします。

- (1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の 2 分の 1 以上となることとなる法人
- (2) 市の出資の総額が 500 万円を超えることとなる法人

(団体に対する金銭の給付の基準額)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 11 号の市長が別に規則で定める金銭の給付は、その額が 1 団体につき 100 万円を超えるものとします。

(パブリックコメントの手続)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから市長が指定するものとします。

- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法
 - (4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいいます。)を送信する方法
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法
- 2 市長は、パブリックコメント(条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定するパブリックコメントをいいます。)を実施している政策等の一覧表を作成し、公表するものとします。

(審議会等の手続)

第 6 条 市長は、審議会等(条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する審議会等をいいます。以下同じで

す。)の委員(条例第9条第2項に規定する委員をいいます。以下この条において同じです。)を公募により選考しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 公募により選考する委員の人数及び選考方法
- (4) 公募に応募できる者の範囲
- (5) 公募に応募する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(市民政策提案の手續)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民政策提案は、市民政策提案書(別記第1号様式)及び市民政策提案者署名簿(別記第2号様式)に係る資料を添えて市長に提出することにより行うものとします。

(推進会議の組織及び運営)

第8条 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 4 推進会議は、会長が招集します。
- 5 会長は、推進会議の会議の議長となります。
- 6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 7 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行します。

附 則(平成25年規則第25号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

市民政策提案書

年 月 日

北広島市長 あて

住 所
提案代表者 氏 名
(団体等の場合は代表の氏名)
電話番号

北広島市市民参加条例第12条第1項の規定により、次のとおり提案します。

- 1 提案する政策等の名称

- 2 提案する政策等の内容

- 3 現状及び課題（提案の目的及び理由）

- 4 提案する政策等の実施により期待される効果

- 5 提案する政策等の実施に必要な費用

- 6 その他参考資料

市民政策提案者署名簿

年 月 日

1 提案する政策等の案の名称

2 提案者

番号	住 所	氏 名	生年月日	印	備 考

(記入の際の注意点)

氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。)すること。ただし、心身の故障その他の理由により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の住所、氏名及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。



表紙のイラストは？

市民委員の山口貴子さんのアイデアをもとに市職員小島晶がデザインしました。市の木である「かえで」の葉を、「市民」と「行政」に見立て、「市民参加条例」を双方が協力して策定することを表現したものです。

北広島市役所企画財政部行政推進課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2-1

TEL:011-372-3311(内線841) FAX:011-372-3850

Email:gyousui@city.kitahiroshima.hokkaido.jp

URL:www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/